

山口県報

平成 24 年
9月28日
(金曜日)

目 次

- 規則
山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(労働政策課)……………一
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課)……………二
保安林指定の解除(上関町)(森林整備課)……………二
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………二
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び揭示場所
(森林整備課)……………三
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び揭示場所(森林整備課)……………三
公有水面の埋立権譲渡の許可(港湾課)……………三
道路の位置の指定(建築指導課)……………三
○公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)……………四
防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五



山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県規則第六十七号

山口県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山口県訓練手当支給規則(昭和四十二年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は求職者」を「、求職者」に改め、「職場適応訓練」という。」「の下に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項の認定を受けた職業訓練施設を行う職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)」を加える。
第四条第一項中「又は職場適応訓練」を「、職場適応訓練又は認定職業訓練」に改める。
本則に次の一条を加える。

(書類の経由を要しないもの)

第十六条 認定職業訓練を受けている者に係る申請書等については、第九条第二項から第四項まで、第十条、第十一条第一項及び第十二条の規定にかかわらず、その者が職業訓練を受けている施設の長を経由することを要しない。

別記第一号様式中「職 場 適 応 訓 練」を

「(口)職場適応訓練」に改め、同様式の注中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 認定職業訓練を受けている者にあつては、職業訓練を行う施設の長の確認を要しないこと。

別記第二号様式の注に次のように加える。

8 認定職業訓練を受けている者にあつては、職業訓練を行う施設の長の確認を要しないこと。

9 この申請書を提出する場合には、その記載事項について、その事実を証明するに足りる書類の提出を求められることがあること。

別記第三号様式の注中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 認定職業訓練を受けている者にあつては、職業訓練を行う施設の長の確認を要しないこと。

別記第五号様式の注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 認定職業訓練を受けている者にあつては、職業訓練を行う施設の長の確認を要しないこと。
別記第六号様式の注に次のように加える。

- 3 認定職業訓練を受けている者にあつては、職業訓練を行う施設の長の確認を要しないこと。
- 4 この申請書を提出する場合には、その記載事項について、その事実を証明するに足りる書類の提出を求められることがあること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域
 - 周南市開成町四五五の四〇の一部、四五五の四四の一部、四五五の四五の一部及び四五五の四六の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - 四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、シス一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当
 - 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 熊毛郡上関町大字祝島字通り矢一六一の四
- 二 保安林として指定された目的
 - 魚つき
- 三 解除の理由
 - 道路用地とするため

山口県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 - 保安林の指定をする件（昭和四十九年農林省告示第六百七十七号（三に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（昭和五十三年農林省告示第二百六十八号）、保安林の指定をする件（昭和六十三年農林水産省告示第八百八十一号）、保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第四百五十二号（一に係るものに限る。））及び保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第千四百四十九号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。）による。
- 二 変更に係る指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課、山口市経済産業部林業振興課、防府市産業振興部林務水産課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

森林所有者又は登記した権利を有する者
住所 氏名又は名称

萩市大字福井下字金峰二三五の三

土砂の流出の防備

立木の伐採の限度

三村 吉郎の相続人

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

二 通知の内容を掲示した場所
萩市役所

山口県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。
その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 通知の内容の要旨

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

変更に係る指定施設要件

住所 氏名又は名称

岩国市小瀬字大歳迫一五

土砂の流出の防備

立木の伐採の限度

岩国市小瀬四 村林 広美

二の二 〃 〃 藤田 宏武の相続人

二の二 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

山口県告示第三百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立権の譲渡を許可した。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 譲渡人

上関町

二 譲受人

山口県

三 免許の告示の年月日及び番号

平成二十二年十一月十二日 山口県告示第三百九十七号

四 許可の年月日

平成二十四年九月二十日

山口県告示第三百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地 大島郡周防大島町大字平野字片添中一二五六の一、一二五六の六及び一二五六の一地先	幅員 (メートル) 四・〇〇五・二	延長 (メートル) 一・二四・九	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 五九九・六八
---	-------------------------	------------------------	-------------------------------------



(四六四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十四年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 秋吉台みらい協議会

代表者の氏名 山田 裕治

主たる事務所の所在地 美祢市美東町綾木二四四五番地の二

三 定款に記載された目的

秋吉台周辺に居住する住民と当地域を訪れる都市住民に対して、農山村又は中山間地域の振興、環境保全、観光の振興、まちづくりに関する事業等を行い、地域の活性化に寄与すること。

(四六五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人萩子どもセンター

代表者の氏名 加藤 善隆

主たる事務所の所在地 萩市大字江向五五二番地の二

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人さざんか

代表者の氏名 岡 功

主たる事務所の所在地 長門市油谷新別名九六四番地

(四六六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年十一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人はぐ

代表者の氏名 大野みどり

主たる事務所の所在地 岩国市山手町二丁目四〇番一―号

(四六七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年十一月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人下関ルミエール会

代表者の氏名 児玉 洋子

主たる事務所の所在地 下関市東大和町一丁目八番七号

(四六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年十一月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人クリスタル

代表者の氏名 亀田 新司

主たる事務所の所在地 岩国市車町二丁目七番二五号

(四六九) 防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画下水道防府市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十四年九月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁